



# 兆豊国際商業銀行

Mega International Commercial Bank

## 外貨普通預金 契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です）

この書面の内容に同意し、外貨普通預金口座の開設を申し込みます。

口座番号： 日付：

氏名： 印

### この書面をよくお読み下さい

お申込の際には、下記の事項をよくご確認ください。

人民元預金に関しては、別途お渡しする“人民元業務 契約締結前交付書面”の内容も合わせてご確認ください。

#### 【外貨普通預金の特性】

外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金で、いつでも出し入れができます。

#### 【外貨普通預金のリスク等】

##### 外貨普通預金のリスク

外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

##### 外貨普通預金の手数料

円を外貨にする際（預入時）及び外貨を円にする際（引出時）は手数料がかかります。お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します。

「商号・住所」兆豊国際商業銀行大阪支店 大阪府中央区内本町2丁目4番7号大阪U2ビル3階

#### 「商品概要」

- 商品名：外貨普通預金
- 商品概要：外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。
- 預金保険：預金保険の対象外です。
- 販売対象：法人および個人のお客さま
- 期間：期間の定めはありません。
- 預入：①随時お預け入れ頂けます。②預入単位は1補助通貨単位まで可能。③外貨現金での預入は受け付けておりません。
- 払戻し：随時払い戻し頂けます。外貨現金での払戻しは行なっておりません。
- 利息：①適用利率は「変動金利」で、マーケット環境等により見直しをすることがあります。②利払方法は毎年6月20日と12月20日（銀行の休業日の場合は翌営業日になります。）の翌営業日にお支払いいたします。③計算方法は毎日の最終残高について、1年を365日とする日割計算となります。
- 税金：①利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税として課税されます。（国税15%、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され15.315%。地方税5%。法人のお客さまについては、2016年1月1日より地方税が廃止になりました。）②為替差益への課税：（法人のお客さま）総合課税。（個人のお客さま）為替差益は雑所得となり、確定申告による総合

課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士等の専門家にご相談くださいようお願い申し上げます。

10. 為替相場の急激な変動によりお取り扱いを中断する場合があります。
11. 付加できる特約事項：ございません。
12. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体：ございません。
13. お問合せ先：預金課 TEL：06-6943-8805
14. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、外貨普通預金規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当行は、変更内容について当行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとし、変更後の規定については、公表等の際に定める適用開始日から、同日に存する取引および同日以降のすべての取引に適用するものとします。

「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」

A. お預け入れ [ご入金]

①円預金からのお振替：

円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である T T S レートを適用。

②到着した外貨送金でのお預け入れ：1 件につき USD10.00（2024 年 1 月 4 日より）

B. お引き出し「ご出金」

①円預金へのお振替：外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である T T B レートを適用。

②外貨でのご送金にご使用：

\*海外・国内送金：電信送金 T/T

5,000 円+取扱手数料(ご送金金額の 0.05%、最低手数料 1,500 円)

※上記手数料には消費税等はかかりません。

※上記手数料は、今後変更となる場合があります。

一般社団法人全国銀行協会は当行が契約している指定紛争解決機関です。銀行取引に関するご相談は、全国銀行協会相談室でも受け付けています。ご相談・ご照会は無料です。

●電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

●受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）

●受付時間：午前 9 時～午後 5 時

※外貨預金は、為替相場の変動その他のリスクによって、投下された資金を割り込む（元本欠損）などの損失が生じる可能性があります。

※お申込み頂いた外貨普通預金の口座開設に当たり、当行においてお客様の適合性について審査させて頂くため、別紙の「外貨預金取引に関する確認事項」にご記入ください。なお、審査結果によりましては、口座開設のご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

1. (取扱いの範囲)  
この預金の預入れまたは払戻しは口座開設店に限り取り扱います。
2. (口座への受入れ)  
この預金口座には、為替による振入金を受け入れます。
3. (預金の払戻し)  
この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに提出してください。
4. (利息)  
この預金の利息は、毎年2回、6月と12月の当行所定の日に、当行所定の利率、付利単位および計算方法により計算のうえ、この預金に組み入れます。
5. (相場)  
この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算いたします。
6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)
  - (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項で変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
  - (2) 通帳または印章を失った場合この預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。  
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
  - (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
  - (4) 預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本頁より当行が確認した事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
7. (印鑑照合等)  
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
8. (差引計算等)
  - (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかなにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
  - (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なる場合には、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。
9. (譲渡、質入れの禁止)  
この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。
10. (取引等の制限)
  - (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当行の確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、入金、振入、払戻し等の全部または一部を制限する場合があります。
  - (2) 過去3年以上にわたって利用のない預金口座は、入金、振入、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
  - (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振入、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することができるものとします。
  - (4) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振入、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
  - (5) 前記(1)から(4)までに定めるいずれの取引等の制限についても、預金者の合理的な説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項に基づく取引等の制限を解除します。
11. (成年後見人等の届出)
  - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様当店に届出てください。
  - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面をもって当店に届出てください。
  - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
  - (4) 前記(1)から(3)までの届出事項で取消または変更等が生じたときにも同様当店に届出てください。
  - (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
12. (反社会的勢力との取引拒絶)  
この預金口座は、後記第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
13. (解約)
  - (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
  - (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、またお預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかなにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所であって発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者がこの預金を当行の承諾なしに譲渡・質入れた場合
  - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
  - ⑤第10条第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上こわたって解消されない場合。
  - ⑥法令で定める本人確認等における確認事項、および第10条第1項、第3項で定める当行からの通知等による各種確認が提出された資料が偽りである場合。
  - ⑦正当な理由なく当行からの確認を怠らない場合。
- (3)前(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- なお、通知により解約する場合、到達のやむを得ず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時点で解約されたものとして扱います。
- ①預金者が口座開設申込時とした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが半明した場合
  - ②預金者が次のいずれかに該当したことが半明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員及び暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. 準暴力団及びその他の犯罪集団（匿名流動型犯罪グループ）
    - G. その他上記AからFに準ずる者（以下AからGに掲げる者を「暴力団員等」という。）
    - H. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - I. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - J. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - K. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - L. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前(2)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出印鑑を持参のうえ申し出てください。
- この場合、当行は手続に相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (5)前(2)および(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、この取引が停止された場合、当行の窓口において当行所定の本人確認資料の提示を受けるかまたは当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できた時点で停止を解除します。

14. (預金保険)  
当行における預金は、預金保険制度の対象ではありません。当行本店が破綻した場合は、当行での預金等の払戻が迅速に行われまいことがあります。
15. (通知等)  
届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
16. (適用法令等)  
この預金とは、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。
17. (睡眠口座)  
当行は、この預金口座は最後のお取引から2年以上お取引がなく、かつ残高が日本円1万円相当未満の預金口座を睡眠口座とみなすことができます。当行は、睡眠口座であるとみなされた預金口座の預金について、利息をお支払いする義務を負いません。利息のお支払いは、預金口座のお取引とはならないものとします。
18. (規定の変更)  
法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当行は、変更内容について当行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとし、変更後の規定については、公表等の際にご定める適用開始日から、同日に存する取引および同日以降のすべての取引に適用するものとします。

以上  
2024年07月改訂